

太子町公共施設予約管理システム構築事業プロポーザル審査優先交渉者採点基準

■提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、委員が下記評価方法により採点します。

1. 委員ごとに100点満点として採点し、全審査委員の合計点が最も高い応募者を優先交渉者として選定します。

ただし、1.書類審査、2.価格点 については、各委員統一点数とする。

2.価格点において、見積額が10,662千円を超過した場合は失格とする。

2. 優先交渉者を選定するにあたり、下記表の①から⑧の項目について、同表の各欄に掲げる配点により評価するものとします。

審査項目		審査の視点(基準)	配点
1.書類審査	① 業務実施体制及び業務実績	・本業務を円滑に遂行するための実施体制、セキュリティに関する認証の取得状況、実績について評価する。	15点
	② サポート体制、運用保守	・操作研修、障害発生時の体制、運用保守の内容について評価する。	10点
2.価格点(書類審査)	③ 価格提案	価格点=20 × 最低価格業者見積額/見積額 小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入する。 (※見積額が10,662千円を超過した場合は失格)	20点
3.個別審査	④ 操作性(利用者の利便性向上)	・利用者として操作しやすいシステムとなっているか評価する。	15点
	⑤ 操作性(内部処理の効率化)	・内部処理を行う職員の立場として操作しやすいシステムとなっているか評価する。	15点
	⑥ オンライン決済連携	・オンライン決済可能なブランドの種類、決済にかかる手数料率、利便性等について評価する。	5点
	⑦ スマートロックシステム連携	・本町が希望するスマートロックシステムの機能要件の実現度について評価する(参考見積についても評価する)。	10点
	⑧ 独自性	・他システムと比べた優位性、独自の便利機能等について評価する。	10点
合 計			100点

3.採点方法

ア 審査項目ごとに、以下の得点付与基準に基づき採点を行います。

<点数表>

5	非常に優秀
4	優秀
3	標準
2	やや劣る
1	劣る

配点20点は「点数表×4」配点15点は「点数表×3」、配点10点は「点数表×2」とする。

4. 合計点が同じ場合は、委員の合議により優先交渉者を決定します。

5. 応募者が1者のみ場合でもプロポーザルを実施します。

ただし、委員合計満点の6割に達しない場合は、優先交渉者として選定しません。